

令和2年度 国保税の税率等決定

国保税賦課額は前年に比べ0.3%減

国民健康保険(国保)税は、加入者の医療費や、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

本年度の国保税の算定に当たり、前年度繰越金の2分の1相当額の3千5百万円を国保税軽減に活用するとともに、財政調整基金を1億8千万円取り崩した結果、1人当たりの国保税賦課額は、前年度に比べ0.3%の減となりました。

国保税

$$\begin{aligned} & \parallel \\ & \text{①医療分} \\ & + \\ & \text{②支援金分} \\ & + \\ & \text{③介護分} \end{aligned}$$

額となります。また、各課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率等で算出します。

県が算定した介護分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

1世帯当たりの国保税額の決まり方

国保税は①医療保険分(以下「医療分」)、②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)、③介護納付金分(以下「介護分」)。40歳以上65歳未満の方が対象)の三つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税

- ①医療分(1年間に予想される医療費の総額から算定)

県が算定した医療分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。
- ②支援金分(国が定める後期高齢者医療費の額から算定)

県が算定した後期高齢者支援金分納付金の額から国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。
- ③介護分(国が定める介護費用の額から算定)

《令和2年度の課税区分ごとの税率》

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(所得)	4.98%	2.82%	2.28%
資産割(固定資産税)	7.24%	4.02%	4.80%
均等割(被保険者数)	19,500円	10,400円	11,000円
平等割(1世帯につき)	14,600円	7,800円	5,700円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

納税義務者は世帯主

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

賦課限度額の見直し

医療分および介護分の賦課限度額の見直しが行われました。医療分が現行61万円から63万円に、介護分が現行16万円から17万円にそれぞれ引き上げられました。



国保税の軽減・減免制度

軽減制度

▼低所得世帯に対する軽減
前年の所得金額により、次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。なお、5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

《前年所得(世帯主と被保険者の合計)が次の金額以下の世帯》

区分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	現行どおり
5割軽減	33万円+28万円 ×被保険者数	33万円+28.5万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円 ×被保険者数	33万円+52万円 ×被保険者数

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないよう、次の措置を講じます。

▽国保税の軽減判定

国保から後期高齢者医療制度に移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得および人数も含めて軽減判定を行います。

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

▽平等割の軽減

国保から移行した後期高齢者と同一の世帯に属する国保単身世帯について、医療分と支援金分の平等割を移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

▼非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

解雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者について、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します。詳細は、市民課国保医療係にお問い合わせください(申告書の提出が必要です)。

減免制度

▼災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで国保税を納めることが困難となった場合、その程度に応じて国保税の一部が減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係にお問い合わせ

てください。

▼被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保険などの被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者(65歳以上)が国保に加入した場合、所得割・資産割が免除され、均等割と平等割については、資格取得日の属する月以後2年間において2分の1に軽減されます。詳細は、市民課国保医療係にお問い合わせください。

▼新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少等による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年と比べて30%以上減少するなど要件に該当する場合等の減免制度が新設されました。詳細は、2ページ、または左の2次元バーコードから市のホームページを確認してください。



ページ番号(市ホームページ内)

1011828 表示

国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者については6カ月の短期保険証を交付します)。この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後日、申請により保険給付分を支給することとなります。

経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談してください。

《問合せ》

- ・ 申告・課税：税務課市民税係 ☎21-9045
- ・ 納税方法：税務課収税係 ☎23-1118
- ・ 医療・給付：市民課国保医療係 ☎21-9061



償却資産の申告 滞りどくなるか?



固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産(事業用の資産)も課税対象です。申告書を提出していない方、修正申告が必要な方は早急に申告書を提出してください。

《申告書提出・問合せ》税務課 ☎21-9046 または各振興局市民福祉課

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産です。土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

Q 対象となる償却資産は何ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上したものは全て償却資産の申告対象です。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告の対象にはなりません。

Q 償却資産の申告は必要ですか?

A 償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。申告は資産の多少にかかわらず必要です。また、該当資産がない場合も申告をお願いします。

※償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形式の申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。
※申告書・明細書は税務課および各振興局市民福祉課にあります。

ページ番号(市ホームページ内)

1000800 表示

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。